

○財務省告示第二百九十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年八月二十日に発行した割引短期国債
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年九月六日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 国庫短期証券（第三百三回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用 振替機関は日本銀行とする。
の適用を受けるものとし、その
振替を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

四 発行方法
価格競争入札発行
（以下「価格競争入札発行」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法
各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。

十一 一 発 行 価 格	十 一 発 行 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	七 イ 払 込 金 額							六 イ 発 行 額											
				行 争 入 札 発 行	非 争 入 札 発 行	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	行 争 入 札 発 行	非 争 入 札 発 行	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	行 争 入 札 発 行	非 争 入 札 発 行	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場
	平成二十四年八月二十日	振替法の規定による振替口座簿	千万円				万	千	九	二				額	千	額				込	募	各
							五	千	七	兆				面	万	面				み	限	国
							千	百	九	千	三			金	円	金				の	度	債
							円	九	十	千	百			額		額				応	額	市
							十	三	億	百	八			で	千	で				募	の	場
							二	億	二	十	億			千	七	二				額	範	特
							千	二	千	九	十			百	九	兆				を	囲	別
							二	百	二	百	三			九	千	三				割	内	参
							十	九	十	三	十			十	五	億				り	に	加
														五	億	二				当	て	者
														億	二	億				て	る	ご
														円						る	。	と
																				各	申	応
																				の	申	応

